

令和4年度「介護予防拠点施設浪岡茶屋町会館」に係る事業報告書等評価結果

介護予防拠点施設茶屋町会館については、茶屋町町内会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

令和4年度の事業報告書等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認、検証し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年7月18日

施設名	浪岡茶屋町会館
設置目的	地域住民が健康で生きがいのある老後を過ごすため、設置する
所在地	青森市浪岡大字浪岡字林本79番地2
指定管理者	【名称】茶屋町町内会 【代表者】町内会長 永井 三雄 【住所】青森市浪岡大字浪岡字浅井184番地
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

評価項目	検証結果	評価結果	
		適正	要改善
管理について	<ul style="list-style-type: none"> ○各種保守点検業務は、法令等に基づき適切に実施している。 ○防犯、防災、緊急時の対応は、緊急連絡体制の確保などの確な対応に努めている。 ○利用者の個人情報の保護については、法令等を遵守し、適正に管理している。 ○環境保全、負荷低減への取組みについては、青森市環境方針に従い、節電、節水に努めるとともに、利用者に周知し協力をお願いしている。 	○	
運営について	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の公平で平等な利用の確保に努めている。 ○利用者からの意見、要望の把握に努めている。 ○サービス向上のため、利用者からの苦情等に対応する体制を整えている。 	○	
事業実施結果について	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の交流を図るため、町内会や地域の各種団体が連携して事業実施に努めている。 	○	
収支決算書について	<ul style="list-style-type: none"> ○収支決算書については、適正に処理されている。 	○	

【総合評価】

管理運営状況、事業実施、収支決算については概ね適正に実施している。
新型コロナウイルス感染症により、中止となった事業もあったものの、可能な限り地域の高齢者の生きがいづくり等の事業に取り組んだ。
引き続き、適正な管理運営に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市浪岡振興部 健康福祉課
【電話】 0172-62-1134
【メール】 n-kenko@city.aomori.aomori.jp